

高等学校等修学支援事業費補助金（専攻科の生徒への修学支援）交付要綱

（通則）

第1条 高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の専攻科（以下「高等学校等専攻科」という。）の生徒への修学支援に係る高等学校等修学支援事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（補助の目的）

第2条 この補助金は、都道府県知事又は都道府県教育委員会（以下「都道府県」という。）が行う高等学校等専攻科に通う低所得世帯の生徒に対する授業料に係る支援事業に対して、国がその経費を補助することにより、高等学校等専攻科における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的とする。

（補助の対象及び補助金の額）

第3条 文部科学大臣は、都道府県が高等学校等専攻科（国及び国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人の設置する学校の専攻科を除く。）の生徒であって、次の各号の全てに該当する者のうち都道府県が認めた者に対して、高等学校等専攻科修学支援金（以下「専攻科支援金」という。）を支給する場合に、予算の範囲内で、専攻科支援金の支給に要する費用の一部を都道府県に対して補助する。

- 一 日本国内に住所を有する者
- 二 高等学校等専攻科を修了していない者
- 三 高等学校等専攻科に在学した期間が通算して24月（特別支援学校専攻科は36月。ただし、高等学校等専攻科の定める修業年限がこれに満たないもの及び特別支援学校専攻科のうち36月を超える修業年限を定めているものであって都道府県が必要と認めるものについては、当該修業年限。）を超えない者
- 四 保護者等（学校教育法（昭和22年法律第26号）第十六条に規定する保護者その他の生徒の就学に要する経費を負担すべきものとして別に定める者をいう。）の経済的負担を軽減する必要があると認められる者として、別に定める者
- 五 高等学校等専攻科の学科のうち、大学への編入学基準を満たす課程又は国家資格者養成課程（特別支援学校専攻科については、就労支援に資する教育課程を含む。）に通う者

- 2 前項に規定する者が次の各号のいずれかに該当するときは、原則として、各号に定める時点から補助の対象としない。
 - 一 退学・停学（三か月以上のものに限る。）の処分を受けた者 処分を受けた日の属する月の翌月
 - 二 一の年度における修得単位数が学校の定める当該年度の標準修得単位数の5割以下の者 翌年度の四月
 - 三 一の年度における出席率が5割以下の者 翌年度の四月
- 3 補助金の額は、都道府県が専攻科支援金の支給に要した経費の1/2以内とする。

（交付の申請）

第4条 補助金の交付を受けようとする都道府県は、別に定める期日までに、様式1による交付申請書を文部科学大臣に提出しなければならない。

（交付の決定）

第5条 文部科学大臣は、前条の規定による交付申請書の提出があったときは、速やかに当該申請を審査し、交付又は不交付の決定を行わなければならない。この交付の決定を行う場合において、文部科学大臣は、様式2による交付決定通知書により都道府県に通知するものとする。

- 2 文部科学大臣は、前項の規定に基づき交付の決定を行う場合において、交付の目的を達成するため必要があるときは、条件を付することができる。
- 3 第1項の交付の決定を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、交付申請書が文部科学省に到達してから30日とする。

（申請の取下げ）

第6条 前条第1項の決定を受けた都道府県は、決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があるため、補助金の交付申請を取り下げようとするときは、当該決定の通知を受けた日から20日以内にその旨を記載した書面を文部科学大臣に提出しなければならない。

（交付の変更）

第7条 都道府県は、第5条第1項の交付決定の内容を変更しようとするときは、あらかじめ様式3による変更交付申請書を文部科学大臣に提出し、その承認を得なければならない。

- 2 文部科学大臣は、前項の変更交付申請書の提出があった場合は、速やかに当該申請を審査し、変更の承認又は不承認の決定を行い、補助金の変更を承認するときは、様式4による変更交付決定通知書により、都道府県に通知するものとする。
- 3 文部科学大臣は、前項の規定に基づく承認をする場合において、必要に応じて、内容を変更し、条件を付することができるものとする。

(支給の中止又は廃止)

第8条 都道府県は、専攻科支援金の支給を中止し又は廃止しようとするときは、様式5による中止（廃止）承認申請書を文部科学大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

(事業遅延の届出)

第9条 都道府県は、専攻科支援金の支給が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は専攻科支援金の支給の遂行が困難となった場合においては、その旨を記載した遅延報告書を文部科学大臣に提出し、その指示を受けなければならない。

(状況報告及び調査)

第10条 文部科学大臣は、補助金の交付に関し必要があると認めるときは、都道府県に対し報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又はその職員に調査させることができる。

(実績報告)

第11条 都道府県は、補助金の対象である専攻科支援金の支給が完了したときは、その日（第8条の規定による廃止の承認を受けた場合にあつては、当該承認の日）から30日を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、様式6による実績報告書その他の書類（次条において報告書等という。）を文部科学大臣に提出しなければならない。

(額の確定等)

第12条 文部科学大臣は、前条の報告書等の提出を受けた場合は、当該報告書等を審査し、及び必要に応じて調査等を行い、その報告に係る専攻科支援金の支給の実施結果が交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、様式7による確定通知書により都道府県に通知するものとする。

2 文部科学大臣は、都道府県に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、都道府県に対し、その超える部分に相当する金額の返還を命ずるものとする。

3 前項の金額の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とする。

4 前項に規定する期限内に納付がない場合には、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(補助金の支払)

第13条 補助金の支払は、原則として前条第1項の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に行うものとする。ただし、必要があると認められる場合は、会計法（昭和22年法律第35号）第22条及び予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第58条第4号に基づく財務大臣との協議が調った際には、補助金の全部又は一部につ

いて概算払することができる。

(交付決定の取消等)

第14条 文部科学大臣は、次に掲げる事由に該当すると認める場合には、第5条に規定する交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

- 一 都道府県が、法令、本要綱、補助金の交付の決定の内容、これに付した条件又は法令若しくは本要綱に基づく文部科学大臣の処分若しくは指示に違反した場合
- 二 都道府県が、補助金を専攻科支援金の支給以外の用途に使用した場合
- 三 都道府県が、補助金に関して不正、怠慢、虚偽その他不適当な行為を行った場合
- 四 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助金の全部又は一部が必要でなくなった場合

2 文部科学大臣は、前項の取消又は変更を行った場合には、交付した補助金のうち当該取消又は変更に係る部分の全部又は一部に相当する金額の返還を命ずるものとする。

3 文部科学大臣は、第1項第1号から第3号までの事由に該当することを理由として交付決定を取り消し又は変更し、前項の規定による補助金の返還を命ずる場合には、都道府県に対し、当該命令に係る補助金を都道府県が受領した日から、当該命令により返還すべき補助金を都道府県が納付する日までの期間に応じて、年利10.95%の割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

4 第2項の規定に基づく補助金の返還及び前項の規定に基づく加算金の納付については、第12条第3項及び第4項の規定を準用する。

(補助金の経理)

第15条 都道府県は、補助金の経理についての帳簿を備え、補助金とそれ以外の経理とを明確に区分し、その収支の状況を帳簿に記載し、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。

2 都道府県は、前項の帳簿及び収支に関する証拠書類を補助金の対象である専攻科支援金の支給の完了の日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(調書)

第16条 都道府県は、当該補助金に係る歳入歳出の予算書並びに決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにする調書を作成しておかなければならない。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、その都度定めるものとする。

附 則

この要綱は令和2年4月1日から施行する。